

調書番号	06-25	基準年月日	令和5年3月1日
所管部	農政部	作成責任者	農政部農村振興局農村計画課長 鈴木 仁志
		担当係	畑地計画係（内）27-427

I 基本事項

事業種別	道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））						
ふりがな 地区名	しんしょうよん 新沼4		市町村名		新篠津村		
事業期間	採択	R6 (2024)	完了	R14 (2032)	総事業費	3,600 百万円	
負担割合	国	55.0%	道	32.5%	市町村	1.8%	その他 10.7%
		1,980		1,170		65	385
事業目的 ・目標	<ul style="list-style-type: none">●パイプライン化により水管理の省力化を行い、担い手の農地集積を推進する。●水管理労力の軽減や適切かつ安定した用水供給を実現し、担い手の規模拡大や生産性の向上を図る。●良質米の安定生産及び転作作物の生産性向上を図る。●農作業効率の向上及び水管理の合理化により労働力の省力化を図る。●事業実施により安全・安心な食の生産をささえる。 <p>【アウトカム】 等</p> <ul style="list-style-type: none">●事業実施前（R5年（2023年））の担い手農地利用集積率（受益面積のうち担い手が耕作する面積の割合）は96.2%だが、本事業を実施することにより事業完了翌年に100.0%の高水準を維持することが可能となる。						
事業概要	本地区は新篠津村東部に位置し、水稲作付けを主体とする水田地域である。また、近年はブロッコリー・はくさい等の野菜の作付けを行っている。 本事業において、安定した用水供給や深水かんがい等の水管理を適切に行うため、用水路の整備により良質米の安定生産を図るとともに、区画整理により現況39a程度の区画を1.2ha程度の規模まで大区画化し、農作業効率の向上を図る。併せて排水改良や汎用化に向けた暗渠排水、大区画化に伴う切深不足解消を目的とした排水路の整備により作物の生産性向上を図ることで、競争力のある農業の実現に資する。						
工事費内訳	受益面積 109ha 受益戸数 13戸 ○区画整理 A=109ha (整地、暗渠排水、客土) ○用水路（パイプライン） L=9,078m ○排水路 L=7,856m ○測量設計費 ○用地補償費						(百万円) 1,051 1,084 525 860 80
	計						3,600
総合計画での 位置付け	総合計画 の体系	大項目	中項目	小項目	施策名		
		経済・産業	農林水産業の持続的な成長	潜在力のフル発揮で地域の経済・社会を支える農業・農村づくり	農業農村整備の推進		
特定分野別 計画での 位置づけ	施策目標	【計画名：第6期北海道農業・農村振興推進計画 P23】 (農業の生産力・競争力強化に向けた農業生産基盤の整備) ほ場の大区画化や農地の排水対策、高品質で安定した生産を支える畑地かんがい、農産物の輸送の効率化や農業用車両の安全な走行を支える農道など、農業の生産力と競争力の強化に向けた整備を、農業者が積極的に取り組めるよう配慮しながら、計画的かつ効果的に推進する。					
	関連する 指標	食料自給率（カロリーベース） 令和12年度（2030年度） 目標値：268%					

II 評価				
1. 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ●本地区は、水稻を中心に小麦・大豆のほか、黒大豆・ブロッコリー等を取り入れた複合経営が展開される地域である。 ●本地域では、安全な良質米の生産に力を入れており、「新篠津EM米（EM（有用微生物群）による減農薬・減科学肥料栽培）」は、人と自然に優しい「クリーン農業」として開発された特別栽培米であり高い人気を集めている。また、特産の黒大豆を使用した黒納豆等の加工品やブロッコリー・はくさい等の地元野菜などの農産物が新しのつ産直市場、道の駅、もぎたて市で販売されている。「黒千石大豆」は、新篠津村のふるさと納税の返礼品にも採用され幅広く人気を集めている。 ●本地区は、昭和49年～52年（1974年～1977年）にかけて道営ほ場整備事業で整備されたが、用水路は老朽化し不等沈下や漏水により水管理労力が増加しているほか、用水の安定供給の支障となっている。また、地区内に点在する排水性が悪く作物生育の支障となり作業性も悪いほ場では、区画整理や暗渠排水および排水路の整備を実施し、生育不良の解消や作業性の改善を図ることも必要である。 ●集中管理孔を整備し用水で管内清掃を行うことで維持管理を容易にし長寿命化を図るとともに、地下かんがいにも活用することで干ばつを回避し、生産性の向上を図ることが必要である。 ●作土不足のほ場では客土により作土厚を確保することが必要である。 ●用水の安定供給、維持管理負担の軽減を図り、良質米を安定して生産するために、本事業で末端用水路の再整備が必要である。 ●本事業は、北海道総合計画の第4章の2の（1）「農林水産業の持続的な成長」、第6期北海道農業・農村振興推進計画第3章の1「持続可能で生産性が高い農業・農村の確立」、新篠津村まちづくり総合計画に位置付けられている。 			
2. 適切性	<ul style="list-style-type: none"> ●実施にあたり関係機関との協議調整や専門的な知識が必要とされることから、北海道による実施は適切と判断する。 ●事業実施要綱等に基づく道営事業の要件（20ha以上）を具備しており、北海道が実施主体となる。 			
3. 代替案の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●区画整理（整地工）については、田差、表土厚、心土の状況により、工法を決定している。 ●暗渠排水の管種と疎水材の決定に際しては、入手の容易さや供給量が十分あり、地域の実績等をもとに選定している。 ●用水路は設計条件や経済性を考慮して管種を選定している。 ●小排水路は暗渠排水の深さを踏まえて検討した。支線排水路は、機能診断結果を踏まえて整備区間を検討した。 			
4. 緊急性・優先性	<ul style="list-style-type: none"> ●整備後40年以上が経過した用水路は老朽化により漏水し、用水の安定供給のため用水路の整備が早急に求められている。 ●水管理労力の低減を図ると共に農地の排水性の改善や汎用化の促進など、早急な整備が求められているため緊急性は高い。 ●新たな食料・農業・農村基本計画では、食料自給率の向上を目標に掲げ、講ずべき施策として農業農村基盤整備を示しており、食料の安定生産に寄与する本事業の優先性は高い。 			
5. 環境への影響・配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●本地区は、新篠津村が策定した「田園環境整備マスタープラン」において環境配慮区域に位置付けられている。 ●本地区に生息する動植物の生息環境を把握する地域調査等を行い、生態系や景観に配慮した環境保全対策について、石狩振興局が開催した環境情報協議会にて提案し了解を得ている。 			
6. 妥当性	根拠法令等	土地改良法、北海道農業・農村振興条例		
	その他	北海道総合計画、第6期北海道農業・農村振興推進計画、新篠津村農業振興地域整備計画		
6. 妥当性	【地域の動向・意向】	H29(2017) 新篠津村土地改良区から石狩振興局へ整備要望 H30(2018)～ 受益者、新篠津村、新篠津土地改良区と協議調整、整備要望の取りまとめを行う。 R1(2019) 新篠津村農業農村整備事業管理計画に登載 R3(2021) 新篠津土地改良区から道営土地改良事業計画策定要望の申請		
	【事業関係手続】	●R5(2023) 整備要望を反映した事業計画概要の作成（予定）		
7. 事業効果	経済効果の内訳（百万円）		費用の内訳（百万円）	B/C
	作物生産効果	2,641	区画整理	1,195
	品質向上効果	359	農業用排水施設	1,769
	営農経費節減効果	1,181	関連施設	775
	維持管理費節減効果	△134		
	災害防止効果	158		
	国産農産物安定供給効果	339		
計（B）	4,544	合計（C）	3,739	1.21
7. 事業効果	【備考】			
	<ul style="list-style-type: none"> ●「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」（農林水産省 H30改正）に基づき算出している。 ●経済効果の合計と費用の合計は、「工期+40年」の累計で算出しR5年度に現在価値化している。 ●費用の合計は現在価値化しているため事業費と異なる。 ●農業用排水施設と接続する上位用排水施設等にかかる費用を「関連施設」として計上している。 ●維持管理費節減効果は、現施設の維持管理費に対して、再整備した場合の維持管理費の増減及び事業を実施せず現施設がなくなった場合の維持管理費の増減の合計により、マイナスとなる。 			
8. 事業特性による特記事項	【協議・調整状況】			
	<ul style="list-style-type: none"> ●協議事項：用排水路の村道横断及び道道横断、排水路の村道側溝接続及び河川接続、暗渠排水の落口接続協議、埋蔵文化財包蔵地に係る協議、用排水路の水道移設協議 ●実施状況：いずれの協議も終了しており、工法等について了解を得ている。 			
8. 事業特性による特記事項	【その他】			
	●農業農村活性化計画を作成。（農地集積計画）			
	●負担割合の「その他」は、農業者の負担割合及び負担金である。			
8. 事業特性による特記事項	●担い手：農業経営の改善に意欲的で、市町村が認定した地域農業を担う農業経営者。			

Ⅲ 今後の対処方針

対処方針

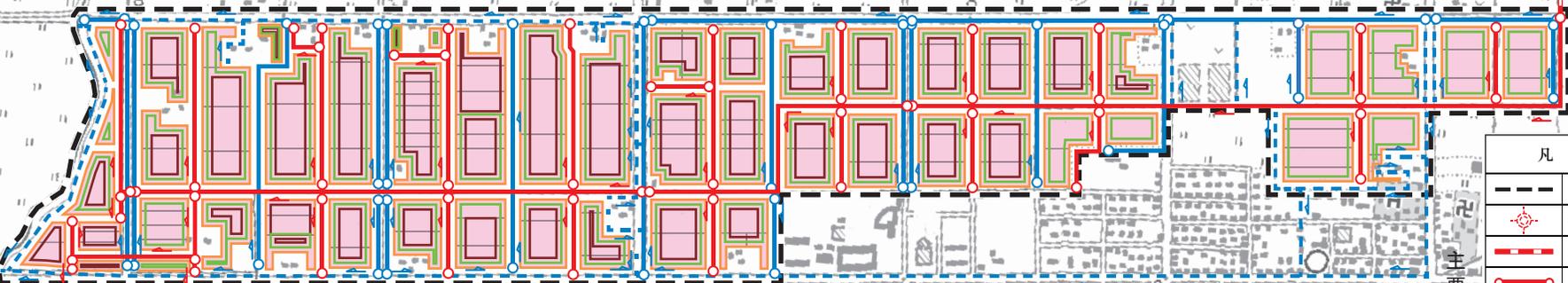
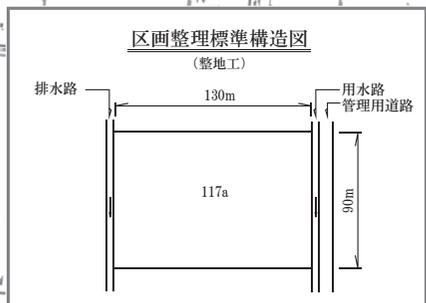
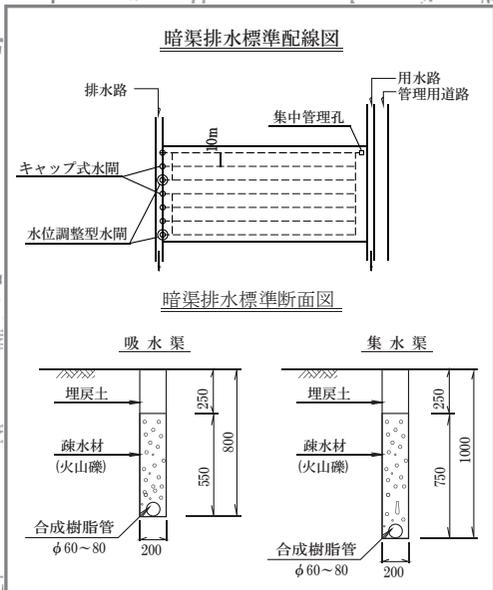
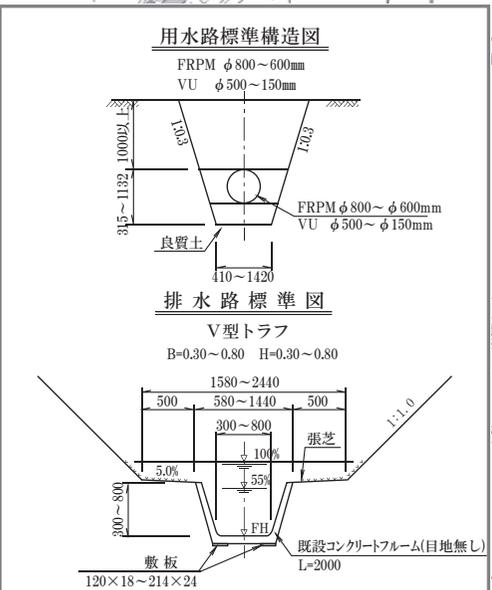
農地・農業施設の整備水準の向上に大きく寄与し、地域農業の維持に大きく貢献するとともに国民への食料の安定供給に資することから要望を行うことは妥当である。

a

a: 要望を行うことは妥当 b: 要望に当たって検討を要する c: 要望を行うことは妥当でない

水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（農地集積促進型））

新沼4地区 計画一般図



凡 例	
	地区界
	揚水機場
	幹線用水路
	計画用水路
	既設排水路
	計画排水路
	区画整理
	客土
	受益地
	田



北4号揚水機場
一般道道月形幌向線
第13号幹線用水路
主要道道江別奈井江線